

平成 21 年度 芦屋市人権教育・人権啓発事業実施計画書

芦屋市市民生活部 人権推進担当

実施計画体系表

大項目

1 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

(1) 家庭

- ① 家庭における人権基礎教育への支援
- ② 家庭の持つ教育力を高めていくための自主的活動への支援

(2) 学校（学校、幼稚園、保育所など）

- ① 確かな人権感覚を育てる教育の推進
- ② 人権を尊重した学習環境の整備
- ③ 家庭や地域社会との連携した教育の推進
- ④ 発達段階に応じた教材の工夫
- ⑤ 教職員の資質向上

(3) 地域、職場など

- ① 多様な学習情報・教材の提供
- ② 学習機会の拡充
- ③ 自主的な学習活動の支援
- ④ 指導者の育成
- ⑤ 人権尊重の視点に根ざした企業活動の推進
- ⑥ 地域における啓発活動への参加促進

(4) 広域

- ① 広域的な視点に立った啓発活動の推進

2 市職員等への啓発

- (1) 全庁的な職員研修の充実
- (2) 職場環境の改善
- (3) 特定職業従事者に対する研修の充実

3 総合的効果的な推進

- (1) 推進指針等の策定
- (2) 人権推進体制の充実

大項目

4 重要課題への対応

(1) 女性の人権

- ① 男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発や学習活動の支援
- ② 家庭生活、地域活動への支援
- ③ 男女平等などを推進する学校教育などの充実
- ④ ドメスティック・バイオレンスに対する支援体制の充実

(2) 子どもの人権

- ① 子どもの人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進
- ② 子育て支援
- ③ 児童虐待・子ども虐待などの相談や支援機能の充実

(3) 高齢者の人権

- ① 高齢者の活躍できる場の提供
- ② 高齢者を尊重する意識を高める教育・啓発の推進
- ③ 高齢者の学習機会の充実

(4) 障がいのある人の人権

- ① 障がいのある人の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進
- ② 障がいのある人の教育の推進
- ③ 自立と社会参加への支援
- ④ スポーツ・文化活動による交流の推進

(5) 同和問題

- ① 同和問題に関する教育・啓発の推進
- ② 生活改善に向けての自立支援の充実
- ③ 地域福祉活動の推進
- ④ 各種教室、イベントなどの開催による交流活動の推進

(6) 外国人の人権

- ① 外国人の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進
- ② 外国人の支援機能の充実
- ③ 各種教室、イベントなどの開催による交流活動の推進

(7) HIV感染者等・その他の人権

- ① 感染者等の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進
- ② 感染者等の支援機能の充実

平成21年度 芦屋市人権教育・人権啓発事業実施計画書

1あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

(1)家庭

①家庭における人権基礎教育への支援

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
学習情報の提供	人権推進担当	広報あしやへ人権記事を掲載	5月, 8月, 12月に「広報あしや」に人権特集記事を掲載	広報に掲載することで, より多くの市民に人権について考える機会を創出する。	
	こども課	子育て情報誌の発行	年2回発行	子育て中の親(主に就学前)に子育てに関する情報を提供し, 情報の共有を図る。	1(1)家庭②
	学校教育課	学習情報の提供	学級・学年懇談会の開催, 学校園通信・学年だよりの発行	家庭における人権基礎教育への支援と啓発を図る	1(3)地域・職場③
学習教材の提供	学校教育課	学習教材の提供	学級・学年懇談会の開催, 学校園通信発行, 人権作文「ふれあい」の作成	家庭の持つ教育力を高めていくための自主的活動への支援と確かな人権感覚を育てる教育を推進する	1(1)家庭②
講演会等の開催	人権推進担当	地域人権啓発活動活性化事業 講演会「日々の生活と人権考える'09」	12月 場所:ルナホール テーマ, 講師:未定	人権週間記念事業として人権講演会を実施し, 市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを再認識し, 差別を解消していく意欲を高める。	1(3)地域・職場②
	人権推進担当	人権啓発映画会	8月, 2月 年2回実施 上映映画未定	人権映画を通して, 人権意識の向上を図る。	1(3)地域・職場②
	市民参画課	みんなで考えよう平和と人権	期間:21. 7. 21~21. 8. 15 場所:市民センター 常設展示場 内容:小学生が描いた平和ポスター展, 戦争関連パネル・資料の展示, 芦屋市の戦災状況・戦時生活関連資料等の展示	毎年終戦記念日前約2週間の期間に, 戦争や原爆がいかに悲惨で人権を侵害するものであるかをさまざまな角度から市民に伝え, 平和と人権の大切さを学んだり, 再認識する機会とする。	1(1)家庭② 1(2)学校①
	上宮川文化センター	児童センター講演会	11月 講師未定	「子どもと人権」をテーマに, 子育て・親育ての理論と技術を学ぶ	4(2)子どもの人権①
相談体制の整備・充実	お困りです課	法律相談, 家事相談等の実施	弁護士法律相談:毎週木曜日午50回実施 司法書士弁護士相談:毎週金曜日午51回実施 家事相談:毎週水曜日午48回実施	日常生活の中で起こった問題に対し, 専門相談員によるアドバイスや情報提供により, 相談の充実を図り, 問題解決に向けて取り組む。	
	人権推進担当	特設人権相談所の開設	人権擁護委員による人権相談:毎月第2・第4火曜日に実施	市民の人権に関する相談の充実	1(1)家庭②

	こども課	保育所における相談体制	電話相談、園庭開放、子育て広場を実施(随時実施)	子育てについての相談が気軽にできる環境をつくり、子育ての負担軽減を図り、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	
	学校教育課	相談体制の整備・充実	カウンセリングセンター、教育110番による相談	子どもや親の相談、支援機能の充実を図る	1(1)家庭②
	打出教育文化センター	教育相談	情緒障がい、言語障がい、学習障がい、心に不安を持つ幼児・児童及び親の面接相談(火・木・金:13:30~17:15)	幼児・児童及び保護者の不安を解消し健やかな成長を促す一助とする。	1(1)家庭②
	打出教育文化センター	教育相談(一般)	学習相談、いじめ、不登校、進路問題、人間関係等の電話相談・面接相談(対象:幼児・児童・生徒、保護者、教師等 平日9:00~17:15)	幼児・児童・生徒及び保護者の不安を解消し健やかな成長を促す一助とする。	1(1)家庭②
	こども課	子育てホットライン、なかよしひろば、つどいのひろば事業	子育てセンターへの来所相談(随時実施) 子育てホットラインを含む電話相談(随時実施)	子育てについての相談が気軽にできる環境をつくり、子育ての負担軽減を図り、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	1(2)子どもの人権③

②家庭の持つ教育力を高めていくための自主的活動への支援

各種交流事業の実施	こども課	子育て自主グループ情報交換会	登録のある自主グループの定期的な情報交換会を行う(年2~3回開催)	子育て中の親を対象に、連帯や尊重の気持ちをグループ活動を通して育成し、個人及び、グループとしての自立を図る。	
講演会等の開催	上宮川文化センター	母親教室	年5回「子育て交流会」講師 全国友の会、保健センター保健師	子育てから人権意識を高める	1(2)子どもの人権①

1あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

(2)学校(学校, 幼稚園, 保育所等)

①確かな人権感覚を育む教育の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
全国中学校人権作文コンクールへの参加	学校教育課	全国中学校人権作文コンクールへの参加	各中学校参加	確かな人権感覚を育てる教育の推進を図る	

②人権を尊重した学習環境の整備

個性を大切にす る教育の充 実	こども課	保育指針に基づいた保育	集団生活の中で、互いに認め合う保育内容の設定(随時実施)	子ども同士のかかわりの中で、互いを理解し認め合えるよう人権意識を育成する。	
保育指針に基づいた 保育	学校教育課	個性を大切にす る教育の充 実	複数担任制・少人数授業の実施(各学校)	人権を尊重した学習環境の整備を図る	

③家庭や地域社会との連携した教育の推進

家庭や地域社会との 連携した教育の推進	学校教育課	体験学習の実施	トライやる・ウィーク(各中学校2年生参加)	地域社会との連携した学習機会の拡充を図る	4(2)子どもの 人権①
地域教育ボランティア との連携	学校教育課	地域教育ボランティアとの連携	ゲストティーチャーを招いての授業	家庭や地域社会との連携した教育を推進する	

④発達段階に応じた教材の工夫

CAPプログラムの導 入	学校教育課	CAPプログラムの導入	全小学校3年生と教職員対象	確かな人権感覚を育てる教育を推進する	
人権啓発資料作成	学校教育課	人権啓発資料作成	人権作文集「ふれあい」の作成(3月学校へ配布)	確かな人権感覚を育てる教育を推進する	
保育指針に基づいた 保育	こども課	保育指針に基づいた保育	発達段階に応じたきめ細かなカリキュラムを設定(随時実施)	個人個人を尊重し、各人に合った育ちをサポートして伸ばしていく。	
人権カリキュラム開 発・作成	学校教育課	人権カリキュラム開発・作成	人権教育の年間指導計画の作成	発達段階に応じた教材の工夫を進める	1(2)学校⑤

人権教育推進計画作成	学校教育課	人権教育推進計画作成	人権教育推進計画の作成	確かな人権感覚を育てる教育を推進する	
------------	-------	------------	-------------	--------------------	--

⑤教職員の資質の向上

人権教育研修会の充実	学校教育課	人権教育研修会の充実	学校園人権教育研修会の実施	教職員の資質向上を図る	
研修会参加促進	学校教育課	研修会参加促進	兵庫県人権・同和教育研究大会に参加	教職員の資質向上を図る	
研修講座の充実・参加促進	打出教育文化センター	研修講座の充実・参加促進	市立学校園教職員を対象とした人権教育に関する研修会を実施する。	人権教育を進めるため、教職員の人権感覚を高めるとともにその視野を広げる	

1あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

(3) 地域・職場など

①多様な学習情報・教材の提供

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
ホームページ等を活用した情報発信機能の充実	人権推進担当	憲法週間:横断幕の掲出	4月 庁舎外壁に憲法週間横断幕を掲出	憲法週間を周知し、基本的人権を尊重する啓発を行う	
	人権推進担当	人権週間:横断幕の掲出	12月 庁外外壁に人権週間横断幕を掲出	人権週間を周知し、人権尊重の意識が広まるよう啓発を行う。	
	人権推進担当	県民運動:横断幕の掲出	8月 庁舎外壁に人権文化をすすめる県民運動横断幕を掲出	8月の人権文化をすすめる県民運動推進強調月間に県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育むよう兵庫県及び県下の市町とともに展開する。	
	上宮川文化センター	人権啓発パネル展	22年3月 展示作品未定	さまざまな人権関係の展示物をとおして、「人権」の大切さについて学ぶ	4(5)同和問題①
	生涯学習課	ホームページ、広報あしや	芦屋市人権教育推進協議会主催講演会の案内を 広報あしや等に発信	年間3回実施される協議会主催の講演会について、広く市民に対し、その主旨や内容、時期等を知ってもらい、参加をお願いするため	
学習教材の提供	上宮川文化センター	シネポケット ひゅーまん	毎月4回 ところ 上宮川文化センター 上映作品未定	人権を視点にあてた視聴覚作品を選定し、定期的に放映することにより、人権意識の高揚を図る	4(5)同和問題①
	生涯学習課	人権啓発ビデオ、冊子の購入、貸し出し、視聴	芦屋市人権教育推進協議会所属部会主催研修会等への貸出用ビデオ購入及び購読配布用図書購入	人権関係諸団体や学校園等の人権学習や人権啓発活動のための資料として購入する	

②学習機会の拡充

各種人権講演会の開催	上宮川文化センター	子ども映画会	とき 8月6日 ところ 上宮川文化センター 上映映画未定	平和施策の一環として、子どもたちとその保護者を対象に、平和の尊さを学んでもらう	4(5)同和問題①
	上宮川文化センター	ヒューマンライツシアター	とき 11月、1月、3月 ところ 上宮川文化センター 上映作品未定	映像をとおして、人権問題の理解と人権意識の高揚を図る	4(5)同和問題①
	上宮川文化センター	同和問題・人権啓発講演会	とき 12月、3月 講師未定	さまざまな人権問題をとおして、人権問題の理解と人権意識の高揚を図る	4(5)同和問題①
	上宮川文化センター	「平和と人権」の取り組み《新規》	とき 8月 内容未定	さまざまな人権問題をとおして、命の大切さを学ぶ	4(5)同和問題①

	公民館	みんなで考えよう 平和と人権	「みんなで考えよう平和と人権」の関連事業として、コンサート、セミナー、平和を考えるの映画会等を実施。(7月25日～8月15日) オープニングコンサート7月25日ルナ・ホール	平和をテーマに、子ども映画会・オープニングコンサート、平和を考えるセミナーなどを通して人権意識の向上を図る。	
講座の開催	公民館	公民館講座	公民館講座のカリキュラムの中で、平和や人権のテーマの内容の講座を実施予定。	公民館講座の学習の中に、平和・人権の課題の講義を入れて人権意識の向上を図る。	

③自主的な学習活動の支援

学習情報の提供	生涯学習課	人権啓発ビデオ、冊子などの貸出	生涯学習課備品の人権啓発ビデオをグループ研修会等に貸出	研修会や部会等の学習の場において人権学習の資料として扱い、人権啓発に役立ててもらうため	
学習教材の提供	上宮川文化センター	ビデオブース	通年 啓発ビデオ等の視聴 購入予定数 25本	センター所蔵のDVD等をロビー設置のビデオブースで観賞する	4(5)同和問題①
	上宮川文化センター	啓発ビデオの貸出	人権啓発ビデオの貸出し	人権教材の提供	4(5)同和問題①
芦屋市人権教育推進協議会支援	生涯学習課	芦屋市人権教育推進協議会支援	平成21年度芦屋市人権教育推進協議会総会及び講演会第36回芦屋市人権教育研究大会、同分科会	人権問題を学習する場、機会を通して人権意識を高め人権尊重の精神の普及を目的として年間を通して数多くの学習会や講演会を行っている人権推進協議会への運営補助のため 阪神地区人権・同和教育研究大会開催当番市としての運営補助を含む	

④指導者の育成

啓発リーダー養成講座の開催	上宮川文化センター	啓発リーダー養成講座	とき 22年2月 講師未定	さまざまな人権問題について理論と実践を学び、人権啓発リーダーを養成する	4(5)同和問題①
	上宮川文化センター	啓発リーダー養成講座	とき 22年2月 フィールドワーク 場所 未定	さまざまな人権問題について理論と実践を学び、人権啓発リーダーを養成する	4(5)同和問題①

⑤人権尊重の視点に根ざした企業活動の推進

芦屋市事業所人権問題研修会	経済課	芦屋市事業所人権問題研修会	兵庫労働局、西宮・尼崎・伊丹公共職業安定所が開催する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」と共催 とき:予定 場所:未定 テーマ、講師:未定	人権問題についての正しい理解と認識のもとに、労働者が差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備する。	
事業所人権啓発	経済課	事業所人権啓発セミナー《新規》	市内の事業所を対象に人権啓発セミナーを実施 後援:ハローワーク西宮、芦屋市商工会 とき・場所・テーマは未定	事業所としての取り組みを促すため、人権意識の向上を図ることを目的に実施するもの	

⑥地域における啓発活動への参加促進

講座・講演会への参加要請	生涯学習課	講座・講演会への参加要請	リーフレット及びポスターを諸関係機関を通して配布及び掲示	人権推進協議会が開く部会・講座・講演会の案内・参加要請のためにチラシや新聞等を作成し、掲示及び配布する	
--------------	-------	--------------	------------------------------	---	--

こどもフェスティバルの開催	こども課	こどもフェスティバルの開催	子育て親子と多世代の交流事業(年1回)	多世代の地域住民の方に、現代の子育て事情についての理解を深めていただき、子育て親子との地域でのかかわりの円滑化を図る。	4(2)子どもの人権②
子育て井戸端トーク	こども課	子育て井戸端トーク	子育て等についての気張らない懇談会(市内3箇所)	地域住民、子育て経験者、専門家、子育て当事者などの方と懇談会を開催し、子育てについての理解や知識を深めていただき、日々の子育てについての負担の軽減を図る。	

1あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

(4)広域

①広域的な視点に立った啓発活動の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
関係団体とのネットワークによる啓発活動	人権推進担当	西宮・芦屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会(人権擁護)による活動	啓発紙等を諸関係機関に配布, 啓発グッズの配布, 人権教室, 人権の花運動の実施	人権擁護委員, 法務局, 市が協力し, 地域や学校園の人権啓発に取り組む。	
	生涯学習課	西宮・芦屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会(人権擁護)による啓発活動	啓発誌を諸関係機関に配布	阪神地区人権・同和教育研究協議会に加盟している阪神間の各市町同教への連絡・依頼を通じた啓発	
イベント等の共同開催	人権推進担当	西宮・芦屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会主催の人権啓発講演会	2市の当番制で講演会等にイベントを共同開催(21年度は芦屋市) 12月 内容は未定	人権擁護委員, 法務局, 市が協力して講演会を開催し, 地域住民の人権意識の向上を高める。	
	生涯学習課	西宮・芦屋人権啓発活動地域ネットワーク協議会主催の人権啓発講演会	芦屋市人権教育推進協議会を通して参加要請	阪神地区人権・同和教育研究協議会に加盟している阪神間の各市町同教関連の講座や講演会への参加を依頼するため	

2市職員等への啓発

(1) 全庁的な職員研修の充実

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
人権研修の開催	人事課	市職員研修 講演会 「人権行政の歴史とこれからの課題について」(仮題)	とき:10月中旬 ところ:市役所南館4階大会議室 講師:未定	行政職員として必要とされる人権についての理解と認識を深め、今後の行政の円滑化・効率化を図る	
	人事課	市職員研修 講演会 「男女共同参画研修」 職場における男女共同参画について(仮題)	とき:11月初旬 ところ:市役所南館4階大会議室 講師:未定	男女共同参画時代の職場のあり方について考え、職場環境向上を図る。	
基本研修「新任職員研修」人権研修	人事課	市職員新任研修 前期 「私たちの仕事と人権について」	とき:年4月初旬 ところ:市役所分庁舎2階大会議室 講師:未定	新入職員として、人権問題に対する認識と理解を深める。また、市の組織の一員として、人権意識の高揚を図る。	
	人事課	市職員新任研修 後期 「人権課題について」	とき:10月初旬 ところ:上宮川文化センター 講師:未定 施設見学及び研修会	新入職員として、人権問題に対する認識と理解を深める。また、市の組織の一員として、人権意識の高揚を図る。	
派遣研修への参加促進	人事課	派遣研修「第54回芦屋市人権教育推進協議会定期総会」講演会	とき:5月中旬 ところ:市民センター 講師:未定	行政職員として必要とされる人権についての理解と認識を深め、今後の行政の円滑化・効率化を図る	
	人事課	派遣研修 「セクシュアルハラスメント防止リーダー養成コース」	とき:7月中旬 ところ:宝塚商工会議所多目的ホール 講師:未定	男女共同参画社会に対応した職場作りのため、セクハラの内容や防止・対策等を学び、セクハラ防止の担い手となるべく人材を養成する。	
	人事課	派遣研修 人権週間記念講演会「日々の生活と人権を考える集い 09」講演会	とき:12月初旬 ところ:市民センター ルナ・ホール 講師:未定	行政職員として必要とされる人権についての理解と認識を深め、今後の行政の円滑化・効率化を図る	
	人事課	派遣研修 「第36回芦屋市人権教育研究会」記念講演会	とき:12月下旬 ところ:市民センター ルナ・ホール 講師:未定	行政職員として必要とされる人権についての理解と認識を深め、今後の行政の円滑化・効率化を図る	
	生涯学習課	兵庫県人権教育研究会ほか	第56回兵庫県人権教育研究会阪神大会 西宮市 第56回兵庫県人権教育研究会中央大会 丹波市 第61回全国人権・同和教育研究会 四日市市	阪神間各市町同僚の研究実践を交流し、実践の深化を充実を図る 以下 その報告内容を県レベル・全国レベルへと発展させる	

(2) 職場環境の改善

セクシャル・ハラスメント防止	人事課	セクシャル・ハラスメント防止について	セクシャル・ハラスメント防止等に関する要綱に従い制度を運用する。また、市職員を対象としたセクシャル・ハラスメント防止について研修を実施する。	職場におけるセクシャル・ハラスメントを防止し、職場環境の向上を図る。	
----------------	-----	--------------------	--	------------------------------------	--

(3) 特定職業従事者に対する研修の充実

各種研修への参加及び内部研修の実施	消防本部	各種研修への参加及び内部研修の実施	人権研修への参加及び災害現場におけるプライバシーの保護など内部研修の実施	研修を通して、人権意識の高揚を図る。	
	地域福祉課	芦屋市民生児童委員協議会研修	民生委員・児童委員(112人)に対して、日頃の活動に密着した高齢者、障がいのある人、児童等に対する研修等を1年を通して行なっている。定例会研修、福祉を高める運動(3日間)、その他の研修会への参加、啓発雑誌等の配布を行なう。	研修等を通して、民生委員・児童委員の人権意識の向上を図る。	
	こども課	保育所職員の研修	保育所全体研修会の開催(人権研修としての位置付け)	研修を通して、こどもの人権についての意識の向上を図る。	
	芦屋病院看護局	各種研修会への参加及び内部研修の実施	県看護協会実施の研修会への参加及び内部研修の実施	看護師に必要な人権意識の高揚を図る	

3総合的効果的な推進

(1) 推進指針等の策定

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
実施計画の策定	人権推進担当	芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針実施計画の策定	毎年、年度当初に実施計画を策定する。	芦屋市人権教育・人権啓発総合指針に基づき、毎年度当初に事業計画を策定し、人権教育・人権啓発の実施と展開を積極的に取り組む。	
人権意識調査の実施	人権推進担当	人権問題に関する市民意識調査の実施 《新規》	人権問題に関して市民の意識調査を実施する。	芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針が平成22年度までのため、新たな指針の策定に向けて基礎資料とする。	

(2) 人権推進体制の充実

推進本部会議の開催	人権推進担当	人権教育・人権啓発推進本部会議の開催	推進本部、幹事会、専門部会会議の開催	人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。	
推進懇話会の開催	人権推進担当	芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の設置	芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の開催 年2回	人権教育・人権啓発の推進について、幅広く市民及び知識経験者の意見を求める	
ネットワークの開催	人権推進担当	人権関係機関・団体とのネットワークの構築	西宮・芦屋・宝塚人権啓発活動ネットワーク協議会の開催 年3回	地域の人権啓発を効果的に推進するためネットワークを構築する。	

4重要課題への対応

(1)女性の人権

①男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発や学習活動の支援

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画推進担当	男女共同参画センター講座・展示事業等	男女共生セミナー・就労支援講座等全10講座開催 ○ 通年実施	講座や事業で男女共生の道を探る	
	男女共同参画推進担当	男女共同参画週間記念事業	男女共同参画啓発映画会開催 ○内容:男女共生のための映画上映 ○とき:6月25日 ○会場 ルナ・ホール	映画の上映をとおして男女共同参画社会に向けた生き方を考える	
啓発紙の発行	男女共同参画推進担当	男女共同参画センター通信等啓発紙の発行	男女共同参画センター通信「ウィザス」発行 ○年4回 各 3,500部広報紙掲載による啓発 ○年6回	啓発紙をとおして男女共生、人権、暴力、人間関係など諸問題について考えるきっかけをつくる	4(1)女性の人権②④
女性への暴力をなくす啓発	男女共同参画推進担当	女性への暴力をなくす運動啓発	女性への暴力をなくす運動街頭キャンペーン ○とき 11月 ○場所:JR芦屋駅前	女性への暴力防止啓発を街頭啓発とおして、女性の人権を考える。	

②家庭生活、地域活動への支援

NPO活動に対する支援	男女共同参画推進担当	NPO活動に対する支援事業	芦屋市男女共同参画団体協議会月例会(月1回)開催	男女共生の視点での地域活動を考える場、また団体間の情報交換など交流の場とする	
母子自立支援員の配置	こども課	母子自立支援員の配置	母子家庭の自立に向けた支援を行う(随時実施)	母子の人権を尊重し、経済的、精神的安定と自立を図る。	

③男女平等などを推進する学校教育などの充実

年齢に応じた性教育の充実	学校教育課	年齢に応じた性教育の充実	人権教育及び性教育を含む保健授業の実施(各学校園)	発達段階に応じた教材の工夫を進める	
男女共同参画の視点から保育に関する情報提供	学校教育課	男女共同参画の視点から保育に関する情報提供	園内研修の実施(各園)	確かな人権感覚を育てる教育の推進及び教職員の資質向上を図る	
教職員等に対する男女共同参画研修の充実	学校教育課	教職員等に対する男女共同参画研修の充実	校内研修の実施(各学校)	確かな人権感覚を育てる教育の推進及び教職員の資質向上を図る	

④ドメスティック・バイオレンスに対する支援体制の充実

女性相談事業	男女共同参画推進担当	女性相談事業	暴力(DV)に関する相談 毎月第1・3水曜日 女性のなやみ相談 第2～5金曜日, 第1土曜日	相談者の生き辛さや悩みに寄り添い, 問題解決の糸口を探る DV被害者に効果的な情報提供や支援を行う	
被害者のための情報管理及び関係機関との連携	男女共同参画推進担当	関係機関との連携	警察・県女性家庭センター・県男女共同参画センター・民間シェルターとのネットワークによる被害者への情報提供	被害者にとって効果的な情報提供や支援を行う	
	こども課	DV相談に対する支援	男女共同参画センター(市), 女性家庭センター(県)と連携してDV被害者を適切にケアする(随時実施)	人権を侵害されている母親をケアし, 基本的人権の保護を図る。こどもにとっては, 虐待である母親のDV被害から救済して, こどもの人権保護を図る。	
相談担当窓口職員ネットワークの充実	男女共同参画推進担当	相談窓口担当者会の開催	庁内DV相談窓口連絡会の開催(年1回)	被害者にとって効果的な情報提供や支援を行う	4(1)女性の人権④

4重要課題への対応

(2)子どもの人権

①子どもの人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
子どもの人権に関する講座の開催	公民館	幼稚園へ出かける「幼児教育講座」	各幼稚園PTA協議会と共催で、幼稚園に出かけて幼児教育講座を実施。(9園)	幼児を持つ保護者を対象に、講座を通して人権意識の向上を図る。	
要保護児童対策協議会の運営	こども課	要保護児童対策協議会の運営	虐待の早期発見及び予防等を含め、要保護児童のための関係者のネットワーク会議。会議及び啓発活動を行う。(代表会 1回、実務者会 3回、講演会(合同) 1回、個別ケース検討会 随時実施)	保護を必要とするこどもの人権を尊重し、関係機関が適正なサポートをネットワークで行うことを目指す。	4(2)子どもの人権③

②子育て支援

ファミリーサポートセンター事業の実施	こども課	ファミリーサポートセンターの運営	地域で子育てを支援するため会員組織で子どもの一時預かりを行う。社会福祉協議会へ委託(随時実施)	子育てでの時間の制限により、所要や余暇の時間が持てないが故のストレスを解消し、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	
街頭パトロールの実施	青少年愛護センター	街頭パトロール(愛の一声運動)	小学校区8班の愛護委員のパトロールで、危険箇所の把握をするとともに積極的に声掛けをすることにより、子ども達の安全を守り、非行防止に努める。	登・下校時の見守りや、公園やコンビニ等、子ども達が集まる場所を昼夜パトロールすることにより、子ども達の安全を守るとともに非行防止を図る。	
	防災安全課	子ども見守りパトロール	20年度に引き続き、3中学校区を教育委員会、シルバー人材センター、市職員により、青色回転灯付きパトロール車で、安全巡回を行う。	小学校の下校時に巡回し、子どもの安全を守る。	
育児相談等の充実	健康課	プレおや教室	毎月第3土曜日午前開催 交流会:年間6回 対象:3ヶ月未満児とその保護者・妊婦 沐浴実習:年間6回 対象者:妊婦及びその夫 場所:保健センター	核家族化に伴い母親に対する子育て支援	
	健康課	育児相談	毎月第3水曜日 対象者:0~1歳児とその保護者 相談:母乳相談・離乳食相談 場所:保健センター	核家族化に伴い母親に対する子育て支援	
	健康課	食生活教室(マタニティークッキング、もぐもぐ離乳食教室、幼児の食事とおやつ教室)	マタニティークッキング:年6回開催 対象者:妊婦 もぐもぐ離乳食教室:毎月第4日曜日 対象者:6~7か月児とその保護者 幼児の食事とおやつ教室:年6回開催 対象者:2~3歳児とその保護者	核家族化に伴い母親に対する子育て支援	

	健康課	アレルギー教室・相談	アレルギー相談:毎月第1月曜日 対象者0~6歳児とその保護者 アレルギーに関する食等の相談 アレルギー教室:年間5回対象者:0~6歳児とその保護者 アレルギーに関する基礎知識	公害汚染対策地域である芦屋市の子どもの健康保持	
	健康課	乳幼児育成指導事業(コアラクラブ・こどもの相談)	コアラクラブ:毎月2回 経過観察の必要なこどもと保護者 こどもの相談:毎月2回	保護者の育児不安の軽減	
	健康課	こんにちは赤ちゃん訪問事業	出生連絡票により対象者把握し 在宅助産師、保健師による訪問	保護者の育児不安の軽減	
	青少年愛護センター	教育相談(子どもに関する相談)	愛護センター職員が電話や面談により、子ども自身や子どもに関わる保護者等の悩みに対し相談活動を行う。	子ども自身や子どもに関わる保護者等の悩みの相談に乗り、必要に応じて学校や関係諸機関等とも連携し、問題の解決を図る。	
ネットワーク等の充実	こども課	次世代育成支援対策推進行動計画に係る推進	次世代育成支援対策推進行動計画(前期)推進・(後期)策定 次世代育成支援対策地域(推進)協議会(年3回)、評価委員会(年1回)策定委員会(年3回)、庁内本部・幹事会(年3回)	子どもの人権を尊重し、子育てに喜びを感じる社会づくりを推進する。	4(2)子どもの人権③

③児童虐待・子ども虐待などの相談や支援機能の充実

相談事業の充実	こども課	家庭児童相談の実施	家庭児童相員が、電話や面談により子どもに関わるあらゆる相談に対応(随時実施)	子育てについての相談が気軽にできる環境をつくり、子育ての負担軽減を図り、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	
	こども課	心理カウンセラー配置	家庭児童相談について助言を行う(随時実施)	保護を必要とするこどものこころの奥底や能力を量り、人権を尊重した適正なサポートを行うため、相談員等が専門的な助言を受ける。	
	こども課	室内版公園事業	子育て支援「あい・あいるーむ」を開設(毎週水曜日1ヶ月延べ5回実施)。市主催で、主任児童委員を中心として民生・児童委員が実施	子育てについての相談が気軽にできる環境をつくり、子育ての負担軽減を図り、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	
	こども課	夜間・休日の電話相談 <<新規>>	家庭児童相談の夜間・休日電話相談(随時実施)	夜間・休日でも子育てについての相談が気軽にできる環境をつくり、子育ての負担軽減を図り、虐待等の防止を行い、こどもの人権を保護する。	

4重要課題への対応

(3)高齢者の人権

①高齢者の活躍できる場の提供

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
ふれあいの集い	高年福祉課	YOふれあいの集い	ヤングオールド交流会	交流会を通じてお互いの人権を尊重し、人権意識の向上を図る	
老人クラブ活動の支援	高年福祉課	老人クラブ活動の支援	老人クラブ活動が行う活動に対する支援	地域での人権啓発の推進の役割を担う	
シルバー人材センターへの支援	高年福祉課	シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターの事業に対して支援を行う	地域での人権啓発の推進の役割を担う	

②高齢者を尊重する意識を高める教育・啓発の推進

広報特別号「高齢者保健福祉月間」の発行	高年福祉課	広報特別号「高齢者保健福祉月間」の発行	高齢者施策についての特集号を発行	高齢者の権利擁護を通じて、人権意識の向上を図る	
地域ケア会議の開催	高年福祉課	地域ケアシステム会議の開催	高齢者支援のネットワーク構築及び高齢者課題の検討	高齢者を人権を地域で支援するため、ネットワークの構築を図る	
認知症についての啓発	高年福祉課	認知症についての啓発	認知症サポーターによる啓発や高齢者生活支援センターからの啓発事業	啓発事業等を通じて、人権意識の向上を図る	
高齢者の人権擁護	高年福祉課	高齢者権利擁護委員会の運営	高齢者の権利を守るため設置した「高齢者権利擁護委員会」の運営	高齢者の権利を守るため	
高齢者権利擁護相談	高年福祉課	高齢者権利擁護相談	高齢者の権利侵害に対して、弁護士、司法書士等による相談を実施	高齢者の権利を守るため、権利擁護を推進するための検討を行う	
講座・講演会の開催	生涯学習課	出前講座	「高齢者の人権」に関する出前講座開講依頼があれば実施	老老介護や高齢者虐待等、高齢者の人権に関する内容、人権侵害等への理解や対処に対応するため	

③高齢者の学習機会の充実

各種講座・講演会などの開催	健康課	健康大学講座	9月～11月までの週1回 健康に関する講座10回開催 場所:医師会医療センター	健康に関する知識の習得により、健康寿命の延伸と生活の質の向上	
---------------	-----	--------	--	--------------------------------	--

健康課	健康講座(生活習慣みなおし教室)	年間20回程度の開催(出前講座を含む)	健康づくりに関する実践が容易にできる技術の習得	
健康課	在宅ねたきり者訪問指導事業	40歳以上の療養者	在宅寝たきり者の生活の質の向上と介護予防	
健康課	在宅ねたきり者歯科訪問指導事業	60歳以上の在宅寝たきり者のうち歯科訪問指導希望者	在宅寝たきり者の生活の質の向上と介護予防	
公民館	芦屋川カレッジ	人権や平和の課題を、カリキュラムの中に入れて、高齢者の学習機会の充実を図る。受講者数 110人	芦屋川カレッジ(高齢者大学)の学習の中に、人権や平和の課題のテーマを入れて人権意識の向上を図る。	
生涯学習課	出前講座	高齢者対象の出前講座開講依頼があれば実施	高齢者の健康講座や体力増強に関するものあるいは介護保険や福祉サービス、在宅サービス等の内容等を用意することで理解を得るため	

4重要課題への対応

(4)障がいのある人の人権

①障がいのある人の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
障がいのある人の人権啓発	障害福祉課	障がいのある方の人権啓発	啓発用冊子の作成	障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため啓発用冊子を作成する。	
多様な媒体を通じた広報・啓発の推進	障害福祉課	多様な媒体を通じた広報・啓発の推進	広報あしや、広報チャンネル、ホームページ、点字広報、声の広報による啓発	多様な媒体を通じて、市民啓発をおこなう。また、障がいのある方に対し、必要な情報の提供をおこなう。	
各種講座・講演会などの開催	生涯学習課	出前講座	「障がい者の人権」に関する出前講座開講依頼があれば実施	障がい者の人権に関する内容、人権侵害等への理解や対処に対応するため	

②障がいのある人の教育の推進

障がいのある児童教育の充実	学校教育課	特別支援教育の推進	各学校園の研修支援、巡回教育相談の実施	特別支援を要する児童生徒(LD、ADHD、高機能自閉症等)を含む、障がい者の人権を尊重する意識を高める教育・啓発を図る。	
特別支援教育の推進	学校教育課	特別支援教育の充実	個々の課題に応じた指導の推進、就学・就園相談(各学校園)、施設支援一般指導授業	特別支援を要する児童生徒(LD、ADHD、高機能自閉症等)を含む、障がい者の人権を尊重する意識を高める教育・啓発を図る	

③自立と社会参加への支援

特定疾病療養費補助事業の促進	健康課	特定疾病療養費補助事業	特定疾病療養者の経済的負担の軽減のための療養補助金の支給	療養者の経済的負担の軽減	
障がい者の歯科治療の実施	健康課	障がい歯科治療等業務	障がい歯科治療の実施	一般歯科では困難な障がい者の歯科治療	
相談事業の充実	障害福祉課	相談事業の充実	専門的職員を配置した相談支援事業者が日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利用等の相談に応じる。	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援をおこなう。関係機関との連絡調整など必要な支援をする。	
社会参加の促進	障害福祉課	コミュニケーション支援事業	手話・要約奉仕員の派遣	聴覚、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある方等に手話通訳・要約筆記等の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図る。	

④スポーツ・文化活動による交流の推進

スポーツ交流事業の促進	障害福祉課	スポーツ交流事業の促進	兵庫県障害者スポーツ大会の参加 障がい者とのふれあい市民運動会の開催	スポーツ活動を通じ障がいのある方の社会参加を促進する。	
-------------	-------	-------------	---------------------------------------	-----------------------------	--

4重要課題への対応

(5)同和問題

①同和問題に関する教育・啓発の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
識字学級	上宮川文化センター	識字学級	毎週 1回 文字等の学習と創作活動	文字を取り戻す活動をとおり、自立支援を行う	
多様な媒体を通じた 広報・啓発の推進	上宮川文化センター	上宮川文化センターだよりの発行	毎月1日発行 事業案内や各種人権啓発記事等を掲載	広報活動の一環	
	上宮川文化センター	ホームページ	随時更新 事業案内や各人権啓発記事等を掲載し、情報提供	広報活動の一環	

②生活改善に向けての自立支援の充実

相談事業の充実	上宮川文化センター	各種相談事業	通年 生活・就労・健康・教育・人権等の各種相談事業 継続的相談援助事業	相談援助をとおり、自立を促進する	
---------	-----------	--------	--	------------------	--

③地域福祉活動の推進

地域福祉事業	上宮川文化センター	健康増進講演会	とき 22年2月 講師未定	高齢者の健康増進を図る	
	上宮川文化センター	いこいの間事業	通年 いこいの間に集う高齢者の健康増進と交流事業	高齢者の心身の健康増進及び交流を図る	

④各種教室、イベントなどの開催による交流活動の推進

文化交流会の充実	上宮川文化センター	文化交流会	とき 22年3月 各種教室作品展「合同作品展」 上宮川文化センター	幼児から高齢者までの文化交流を図る	
	上宮川文化センター	階層間交流事業	幼児から高齢者までのふれあい交流事業	交流事業をとおり、地域指導者を育成する	

4重要課題への対応

(6)外国人の人権

①外国人の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
多様な媒体を通じた 広報・啓発の推進	国際交流担当	英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行	英字版広報紙の発行。年4回発行。	外国人への日常生活情報の充実	
	国際交流担当	在住外国人のための多言語生活ガイドホーム ページとのリンク	12言語13種類(緊急の対応、くらしの情報、阪神地域ガイド等)	外国人への生活情報の充実	
国際理解教育の推進	学校教育課	国際理解教育の推進	帰国・外国人児童生徒との交流(各学校)、多文化共生事業の推進	外国人の人権を尊重する意識を高める教育・啓発及び外国人の支援機能の充実を図る	
国際交流推進懇話会	国際交流担当	芦屋市国際交流推進懇話会<<新規>>	国際交流のあり方を検討するための懇話会	今後の国際交流について検討	

②外国人の支援機能の充実

日本語教室の開催	公民館	にほんごがっきゅう	日本語の学習の教室を通して、ボランティアによる講師と受講生(外国人)との学習を通して交流を実施。マン・ツー・マン方式で学級を運営。(託児有り・市民に限る)	日本語の学習を通して、外国人の日本語などの学習支援と交流を図る。	4(6)外国人の人権③
外国人相談事業の実施	国際交流担当	外国人相談事業の実施	日常生活相談について(英語、日本語等)	外国人への相談窓口の充実	
関係課の連携	国際交流担当	芦屋市在住外国人関係調整会議<<新規>>	外国人関係課の調整会議を開催(年3回)	在住外国人及び住民の抱える課題やニーズについて、関係課の相互連携を図り、適切かつ迅速に対応する。	

4重要課題への対応

(7)HIV感染者・その他の人権

①感染者等の人権を尊重する意識を高める教育・啓発の推進 ②感染者等の支援機能の充実

施策名	課名	事業計画名	内容	ねらい	再掲
情報の提供	健康課	保健センター内ポスター展示, パンフレット設置	各種の健康増進に係るポスター, パンフレット類の展示・設置	健康増進等の啓発	